

第1回総会議事録（R6年1月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和6年1月29日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

3 委 員

出	1 徳益 吉明	出	2 柿並 マリ子	出	3 有川 はつ子	出	4 馬渡 広二
出	5 山中 美代子	出	6 重富 保(代理)	出	7 長谷場 平	出	8 蒲生 敏朗
出	9 坂上 和秋(会長)	出	10 永田 勇作	出	11 松枝 みどり	出	12 松山 忠雄
出	13 川内 幸洋	出	14 田中 加代子	出	15 紺家 知征	出	16 永野 一美
出	17 井窪 浩一	出	18 七日市 昌子	出	19 田中 操	出	20 乙守 賢次
出	21 藤森 和代	欠	22 小野 籍雄	出	23 福田 安昭	出	24 中島 学

4 事務局

局 長	原田 弘文	次 長	野崎 洋一
主 幹	内 克文	副 主 幹	吉國 雄一郎
副 主 幹	中山 幸枝	主 事	西山 竜貴
副 主 幹	中崎 聖太		
主任主事	音山 眞希子		
副 主 幹	齊藤 千鶴 (山之口総合支所)	副 主 幹	山波 幸二 (高城総合支所)
副 主 幹	川本 美緒 (山田総合支所)	副 主 幹	坂元 友明 (高崎総合支所)

5 付議案件

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告について
- 報告第3号 競(公)売の買受者による農地法申請に係る許可書交付について
- 議案第1号 令和6年度標準農作業料金及び賃金表の決定について
- 議案第2号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について
- 議案第3号 農地法第4条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
- 議案第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
- 議案第5号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について
- 議案第6号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
- 議案第7号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
- 議案第8号 農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について(5条)
- 議案第9号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定について
- 議案第10号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)
- 追加
- 議案第11号 農業委員会等に関する法律第17条に基づく農地利用最適化推進委員候補者の承認について

第1回総会議事録

議長 ただ今より令和6年の第1回総会を開催いたします。本日は24名中1名の欠席で23名の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。23番委員と24番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件3件と議案10件となっています。まず報告案件ですが、3件まとめていきたいと思います。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、そして報告第2号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告について、更に報告第3号競（公）売の買受者による農地法申請に係る許可書交付について、まとめて事務局の説明をお願いします。

事務局 ご報告いたします。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、議案書は1ページから51ページまでになります。今月は95件の通知で、265,903.00㎡の内容となっています。

次に報告第2号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告についてですが、議案書は52ページになります。今月は1件で、912㎡の内容となっており、これは、12月の総会で審議されました農地の売買、あっせん案件でございますが、譲渡者が所有権移転時期前にお亡くなりになり、この案件は無効扱いとなりましたので、それを皆様にご報告するものです。

続いて、報告第3号競（公）売の買受者による農地法申請に係る許可書交付についてです。議案書は53ページになります。今月は1件で、1,351.00㎡の内容となっています。これは9月の総会で3条の買受適格証明願を出された案件につきまして、申請人が落札後にその時と同じ内容で3条申請を提出されましたので、付帯議決事項に基づき会長決裁で既に許可書を交付したものです。これはその報告でございます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問はございませんか。

全委員 無し。(の声あり)

議長 何も無いようですので、報告第1号、2号、3号については承認するものといたします。続きまして、議案審議に入ります。最初に議案第1号令和6年度標準農作業料金及び賃金表の決定についてを議題といたします。議案に対する説明をお願いします。

事務局担当 議案第1号令和6年度標準農作業料金及び賃金表の決定についてご説明いたします。議案書の54ページを御覧ください。昨年11月20日に普及センター、農協、三股町の関係機関と協議を行いました。普及センターは燃料費等の推移と農業機械等、年間諸経費の算出を行いました。農協は受託者の意見を聴取していただきました。

普及センター担当者の算定によると、昨年から引き続き石油価格が上昇しており、受託者の経費が増加していること、また委託者の米仮渡し金は、回復しきっていないもの昨年から上昇していることから、石油価格の上昇に応じて標準料金を引き上げの方向で検討したとのことでした。

ということから、標準料金の変更額については、過去10年間の平均石油価格と令和5年度の石油価格を基に、それぞれ利用経費を算出し、変動分を標準料金に反映するとしており、反映額については100円未満切り捨てとしております。それに伴い、上段の

水稻作業の田植準備作業の荒起、植代の3項目、及び刈取脱穀のコンバイン刈取について、それぞれ100円ずつ引き上げとの算定でした。

この算定を受け、JA担当者に意見を聞いたところ、受託者からも引き上げの声が上がっている、変動額についてもいきなり大きく上げすぎると今後引き下げしにくくなるため、この変動額が妥当ではないかとのことでした。

以上のことから、5年振りの標準料金の引き上げと標準価格の変更額について全員の同意を得ることができました。

また、農作業労務費については宮崎県労働局の定める宮崎県最低賃金を採用していますので、44円増の897円に変更となっています。

なお、一般畑作業については、従来から「アグリセンター都城」の料金を採用しておりますので、3月末頃に決定する金額に書き換えることとなります。

以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明が終了しましたので、ここでご質問をお受けいたします。5年振りに4項目各100円の引き上げとのことですが、何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第1号令和6年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。議案第1号については、同意することに決定いたしました。次に議案第2号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書は55ページから62ページになります。今回は65件、85筆の88,002.00㎡の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。

最終確認につきましては、62ページ下段の表のとおり山田地区の担当委員に最終確認をしていただいたところです。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この85筆を非農地として判断してよろしいかお伺いするものです。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第2号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第2号については、非農地とすることに決定いたしました。

次に議案第3号農地法第4条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地法第4条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてでございます。議案書は63ページになります。今月は1件の申請がございまして、247.00㎡の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの1ページに記載してあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があればお願いします。何かござい

ませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 無いようですので採決に入ります。議案第3号農地法第4条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第3号については許可相当と決定いたしました。

次に議案第4号農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてでございます。議案書は64ページになります。今月は1件の申請がございまして、643.00㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの2ページに記載してあります。ご審議方よろしく願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があればお願いします。何かございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 無いようですので採決に入ります。議案第4号農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第4号については許可相当と決定いたしました。

次に議案第5号農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、議案書は65ページから70ページになります。今月は、19件の申請がございまして、66,727.00㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの3ページから5ページに記載してございます。いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないと判断しております。ご審議方よろしく願います。

議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第5号について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第5号についてはすべて許可するものと決定いたしました。

次に議案第6号農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は71ページになります。今月は3件の申請がございまして、2,965.00㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの6ページに記載のとおりです。ご審議方よろしく願います。

議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 6 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 6 号はすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第 7 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 7 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 72 ページから 77 ページになります。今月は、正誤表にありますとおり取下げが 1 件ありましたので 18 件の申請で、23,510.22 ㎡の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 7 ページから 9 ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ここでお諮りいたします。案件 19 番につきましては、10 番委員が当事者の代理人となりますので他と分けて審議したいと思えます。まず、案件 19 番を除く案件について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

10 番 委員 案件 16 番について、近くの事務所の敷地に 2 m の高さに物品を積んでいるので、申請地も安全性、通風に影響する心配がある。事務局に再調査を要望する旨の報告をしていた。

事 務 局 当初壁で囲う予定のものを通風性確保のために、フェンスに変更することが事業計画書に追記されましたので、他の要件も満たしているため、許可相当の報告書としたものです。

10 番 委員 なし崩しに周囲の環境悪化を招くことの無い様に、当面の間、監視というか注視が必要だと考えます。今町地区においても家電を置き場となっている土地があり、改善が難しくなっていますので、そのようにならないよう事務局も注意していただきますようお願いいたします。

事 務 局 転用の事業計画どおりになっているか。周囲の環境悪化になっていないか当面継続して注視していきたいと思えます。

議 長 これで宜しいでしょうか。何かご質問のある方はございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 無いようですので採決いたします。議案第 7 号の案件 19 番を除く案件について、許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第 7 号の案件 19 番を除く案件はすべて許可するものと決定いたしました。それでは、10 番委員の退室をお願いします。

10 番 委員 （退室）

議 長 それでは、議案第 7 号の案件 19 番について審議いたします。この件について何かご質問のある方はございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 7 号の案件 19 番について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第 7 号の案件 19 番については許可するものと決定いたしました。それでは、10 番委員の入室をお願いします。

10 番 委員 (入室)

議 長 次に議案第 8 号農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について (5 条) を議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 8 号農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について (5 条) でございます。議案書は 78 ページになりますが、今回 5 条での証明願が 2 件来ております。いずれも同じ土地になります。調査報告については、報告のまとめの 10 ページに記載してございます、ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の件について何かご質問はございませんか。

全 委 員 無し。

議 長 無いようですので採決いたします。議案第 8 号の証明願について、承認される方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 8 号については承認するものといたします。

次に、議案第 9 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 9 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてでございますが、議案書は 79 ページから 106 ページになります。まず所有権移転ですが、今月は 17 件の申請がございまして、56,010.00 m²の内容となっています。また、認定農業者以外の取得が 1 件ございまして、議案書 79 ページの上段の案件となります。新規の方ではありません。利用権設定につきましては、36 件の申請がございまして、97,496.00 m²の内容となっています。この公告につきましては、本日 1 月 29 日付けを予定しております。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 説明が終了しましたので、質疑に入ります。只今の件について何かございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 無いようですので採決に入ります。議案第 9 号について、承認される方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 9 号については原案どおり承認されました。

次に議案第 10 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について (中間管理事業) を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 10 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について (中間管理事業) でございます。議案書は 107 ページから 144 ページになります。今月は、80 件の申請で 266,947.00 m²の内容となっています。なお、公告につきましては、3 月 1 日付けで県の方ですることになります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 10 号について、承認される方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 10 号につきましては原案どおり承認されました。

最後に追加議案です、お手元に議案書が配布されていると思いますが、議案第 11 号農業委員会等に関する法律第 17 条に基づく農地利用最適化推進委員候補者の承認についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 11 号農業委員会等に関する法律第 17 条に基づく農地利用最適化推進委員候補者の承認についてでございます。これにつきましては、先月の沖水地区推進委員の辞職の決定に伴いまして、実施いたしました委員募集の結果でございます。1 月 1 日から 22 日にかけて委員募集を行ないました結果、追加議案書記載のとおり、地元の農事振興会からの推薦を受けられた方 1 名が候補者となりました。他に応募はありませんでした。公募締切日が今月の議案作成の後であったため、今回追加議案となったものでございます。この候補者を農地利用最適化推進委員として委嘱することについて、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件で何かご質問はありませんか。

全委員 無し。

議長 何も無いようですので、採決いたします。議案第 11 号農業委員会等に関する法律第 17 条に基づく農地利用最適化推進委員候補者の承認について、同意される方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、議案第 11 号につきましては承認するものと決定しました。沖水地区の委員におかれましては委員業務についてご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで本日予定していた議案審議はすべて承認するというところで終わりました。他に皆さんの方から審議内容について何かございせんか。

全委員 無し (の声あり)

議長 特に何もございせんので、これで第 1 回の総会を終了したいと思ひます。皆さんどうもお疲れ様でした。

令和 6 年 月 日

議事録署名委員

23 番委員

24 番委員

作成者 野崎 洋一